

# ふくおか まごころ駐車場制度

## 「ふくおか・まごころ駐車場」とは？

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

## 駐車場の利用証

利用するには、利用証を車内に提示していただきます。利用証の発行には申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。申請場所は福祉事務所 福祉係です。

## 利用できる駐車場

「ふくおか・まごころ駐車場」の目印ステッカーが掲示されている駐車場です。また、全国で同様の制度を実施している他県の対象駐車場でも利用することができます。

●申請窓口・問合せ 福祉事務所福祉係 TEL75-4961



対象となる方			確認書類	有効期間	利用証の色	
身体障害者	視覚障害者	4級以上	身体障害者手帳 ※赤色利用証の申請には 運転免許証も併せて必要	交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">緑</div> 車椅子常時利用の身障者で自ら運転するヒトは <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">赤</div>	
	聴覚または平衡機能障害	聴覚障害				3級以上
		平衡機能障害				5級以上
	肢体不自由	上肢				2級以上
		下肢				6級以上
		体幹				5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能				2級以上
		移動機能				6級以上
	内臓の機能障害	心臓機能障害				4級以上
		じん臓機能障害				4級以上
		呼吸器機能障害				4級以上
		ぼうこうまたは直腸の機能障害				4級以上
		小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上				
	肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄「A」	療育手帳				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級	精神障害者保健福祉手帳				
高齢者	介護保健の要介護状態区分「要介護1」以上	介護保険被保険者証				
難病患者	特定疾患医療受給者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）	特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受診券				
妊産婦		母子健康手帳	妊娠7か月～産後3か月まで			
けが人	※確認書類の診断書に以下の記載事項が必要 ①車椅子・杖などの補装具等の使用期間 ②歩行困難な期間	身分証明書（運転免許証等）及び診断書	1年以内の車椅子・杖等の補装具等の使用期間		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">オレンジ</div>	